

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

● 入院基本料について

有床診療所入院基本料 1（看護職員配置 7 人以上勤務しています）

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び
栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療
計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める
院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び
身体拘束最小化の基準を満たしております。

● 基本診療料・特掲診療料の施設基準の届出について

1) 基本診療料の施設基準に係る届出

有床診療所急性期患者支援病床初期加算

有床診療所在宅患者支援病床初期加算

夜間緊急体制確保加算

医師配置加算 1

看護配置加算 1

夜間看護配置加算 1

看護補助配置加算 1

看取り加算

栄養管理実施加算

有床診療所在宅復帰機能強化加算

情報通信機器を用いた診療に係る基準

機能強化加算

外来感染対策向上加算

連携強化加算

時間外対応加算 1

地域包括診療加算

医療DX推進体制整備加算

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

外来後発医薬品使用体制加算

がん治療連携指導料

在宅療養支援診療所
ニコチン依存症管理料
プログラム医療機器等指導管理料
がん性疼痛緩和指導管理料
婦人科特定疾患治療管理料
H P V核酸検出及びH P V核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
在宅時医学総合管理料
有床診療所緩和ケア診療加算
C T撮影及びMR I撮影
酸素の購入単価

● 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

※1 食あたりの患者負担額（令和6年6月1日から）

- | | |
|------------------------|-------|
| ①一般の方 | 490円 |
| ②住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） | 230円 |
| （過去一年間の入院期間が90日を超えている方 | 180円） |
| ③②のうち所得が一定基準に満たない方 | 110円 |

● 選定療養費に関する事項について

特別療養環境の提供

入院治療に際して特別室を利用されますと、1日につき個室室料が加算されます。

特室A 11,000円 特室B 6,600円

● 敷地内全面禁煙について

当院は、敷地内全面禁煙となっております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 明細書について

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付致します。

● 一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。

● 医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンラインのデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

● **機能強化加算について**

当院では「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。

健康診断の結果等に関する、健康管理に係る相談

保健・福祉サービスに係る相談

夜間・休日の問い合わせへの対応

専門医又は専門医療機関への紹介

受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理の実施

● **外来後発医薬品使用体制加算について**

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給のに向けた取り組みなどを積極的に実施しています。

そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品に変更となる事がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願い致します。

● **地域包括診療加算について**

相談支援専門員からの相談に適切に対応いたします。

患者様の状態に応じ、28日以上での長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付致します。

● **診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制について**

当院では、施設基準を満たす医療機関として、患者様の同意を得て診療情報を取得しそれらを診療に活用し、更なる質の高い医療の提供に努めます。

また、正確な診療情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

● **情報通信機器を用いた診察の施設基準見直し**

初診において向精神薬は処方できません。

(令和6年6月1日現在)